

**令和3年度 認知症等対策官民イノベーション実証基盤整備事業
(職場等での心の健康の保持増進を目指した介入のエビデンス構築)
公募に関する質問回答集**

2021年7月

1. 応募に関すること

Q1：研究開発分担者（企業）について、以下の項目をどのように記載すればよいでしょうか？

- 1) 研究費
- 2) エフォート

A1：研究費、エフォートにつきましては公募要領のほか、事務処理説明書もご確認ください。
<https://www.amed.go.jp/content/000079407.pdf>

エフォートについては、公募要領に記載の通り、「研究者の年間の全仕事を100とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（％）」となっております

Q2：民間企業が分担に入る場合、研究者番号の取得は必要でしょうか？

A2：e-radへの登録が必要なため、研究者番号の取得が必要です。

2. 公募に関すること（求められる成果・採択条件等）

Q1：「既存のツール」について定義はありますか？（販売の有無・種類、数 等）

A1：公募要領に記載以上に詳細な条件を定めているものではございません。ご提案されるツール・手法について、「これまで職場等での心の健康の保持増進やメンタルヘルスの問題の一次予防に資するものとして開発されてきた既存のツール・手法」であることを提案書でご説明下さい。

Q2：求められている成果の中で一番にウェイトを置くべきはどこでしょうか？

A2：公募要領に記載以上にどこにウェイトを置くかは定めておりません。必要に応じ、申請者の考えを提案書でご説明下さい。

Q3：「利用継続率」をどのように理解したらよいでしょうか？

A3：「利用継続率」については、本公募においてはご提案いただく介入で用いられるツール・手法の介入期間における利用継続率を指します。

Q4：「利用継続率」についてはどのように計測すべきでしょうか？

A4：公募要領においては「社会実装に有用な項目（利用継続率等）に関する情報を明らかにすること」を求めています。その方法については提案書でご説明下さい。

Q5：「原則1年間以上」をどのように理解したらよいでしょうか？

A5：「原則1年間以上」とは、介入期間と、その後の追跡期間とを含めた期間を指します。介入期間が1年より短くても問題ありません。

Q6：企業と建保はどちらも研究への参画が必須なのでしょうか？

A6：公募要領には「研究体制に産業精神保健に精通した専門家や、企業・健康保険組合等を含むこと」と記載されており、企業等と健康保険組合の両方の参画を必ずしも求めるものではありません。

Q7：企業の選定において、業界、業種で重きをおいているものはありますか？

A7：公募要領の記載以上に詳細な条件を定めているものではございません。必要に応じ、企業等の特性・選定理由等について提案書でご説明下さい。

3. 経費等について

Q1. 研究費で購入できる物品の範囲について教えてください。

A1. AMED ルールにおいて認められる委託研究開発費の支出の詳細につきましては、公募要領及び事務処理説明書(以下 URL)をご確認ください。

<https://www.amed.go.jp/content/000079407.pdf>